

共済だより

令和4年1月発行 No.212



『シーフードマーケットUMIKARA』（高浜町）

主 内 容

新年のごあいさつ	2
マイナンバーカードによるオンライン資格確認開始について	3
退職予定のみなさまへ	4
年金者連盟からのご案内	7
令和2年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果	8
共済組合と所属所とのコラボヘルス推進のお知らせ	10
被扶養者資格確認調査の結果について	12
就職されたときには取消しの手続きが必要です	13
産科医療補償制度の掛金引き下げに伴い、 「出産費」及び「家族出産費」の額が変更されます	14
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!	15
ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について	16
アイススケート・スキーリフト利用助成	17
入学貸付・修学貸付のご案内	20
本年も組合員貯金をよろしく願います	21

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線
で対応されている医療従事者の皆
さま及び日々ご尽力されている自治
体職員の皆さまに敬意を表しますと
ともに、心から感謝申し上げます。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



新年のごあいさつ

理事長 東村 新一

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、一昨年に引き続き、昨年私たちの職務や生活に大きな影響を及ぼしました。

危機的状況の中で対応された医療従事者の皆様、また、ワクチン接種業務など日々ご尽力された関係職員の皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

幸いにも秋以降は落ち着きをみせている状況ですが、一日も早い収束を願うとともに、今後も皆様それぞれが基本的な感染対策を徹底していただき、感染拡大防止に努めていただくようお願い申し上げます。

さて、地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることになりましたが、より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために年金制度の改正が行われ、令和4年4月から年金受給開始時期の選択肢の拡大などが施行されます。

また、令和4年10月からは、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い、現在厚生年金・健康保険が適用されている非常勤職員が組合員資格を取得し、短期給付・福祉事業を適用することになります。これにより組合員数は大幅に増加することが見込まれ、適正な財源率の設定、保健事業の見直し等を令和4年度の予算編成に向けて検討し反映させてまいります。

昨年10月からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用が開始されました。運用を開始している病院はまだ少数ですが、医療費通知や特定健診結果をマイナポータルで閲覧可能になるなど、今後データヘルスの基盤となっていくことが予定されています。

保養所「越路」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況となっています。昨年秋以降、福井県のキャンペーンによる宿泊割引の適用等もあり、徐々に利用客も増えつつあります。皆様に安心してご利用いただけるよう、三密を避けるため1日の宿泊予約数の制限、夕食の個室でのご提供など、引き続き万全の感染予防対策をとって営業してまいります。

貯金事業におきましては、超低金利政策が継続されており、資金運用利回りが年々低下している状況を受け、事業の安定的な運営のために令和3年4月から利率を0.8%に引き下げました。今後も皆様からお預かりした大切な資産を、安全かつ効率的な運用に努めてまいります。

このように、共済組合を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、共済組合制度の健全な運営と組合員・ご家族の皆様の福祉の向上のため、役職員一同最善の努力をして参る所存でございますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、各自治体のご発展とともに、新しい年が組合員の皆様にとって幸多き年になりますようお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新組合会議員の選出

市町村長議員第1区選出の奈良俊幸議員が退任されたことに伴い、去る11月24日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、山田賢一氏(越前市長)が当選され、前任者の残任期間である令和4年11月30日までご就任いただくことになりました。

議員

山田 賢一 氏
(越前市長)



謹賀新年

理事長 東村 新一 (福井市長)
理事(理事長職務代理者) 河合 永充 (永平寺町長)

理事 石山 志保 (大野市長)
監事 中塚 寛 (おおい町長)

議員 松上 隆信 (敦賀市長)
議員 佐々木 晃治 (小浜市長)
議員 山田 賢一 (越前市長)
議員 坂本 憲男 (坂井市長)

議員 岩倉 光弘 (南越前町長)
議員 坂本 憲男 (坂井市長)

理事(職員側代表理事) 藤田 直美 (福井市職員)
理事 山本 大介 (敦賀市職員)

理事 西出 憲男 (坂井市職員)
監事 春木 博治 (勝山市職員)

議員 松山 康美 (福井市職員)
議員 瀬尾 光博 (小浜市職員)

議員 村上 忠彦 (鯖江市職員)
議員 間所 祐丞 (越前市職員)

議員 石田 和也 (越前町職員)
議員 伊藤 善幸 (美浜町職員)
監事 西村 一伸 (学識経験監事)

事務局長 高橋 めぐみ
ほか職員一同



マイナンバーカードによる オンライン資格確認開始について

健康保険法等の一部を改正する法律において導入され、一部医療機関等で試行運用されておりましたマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」が令和3年10月20日から本格的に実施され、順次医療機関等で利用できることとなりました。

オンライン資格確認が可能な病院は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

なお、従前の組合員証(被扶養者証)も引き続き利用できます。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です。

申込みには、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC+ICカードリーダー等)を用いる必要があります。

利用申し込みやマイナポータルに関する詳細は マイナポータルサイトにてご確認ください。

<https://myna.go.jp/>

マイナポータル
サイトはこちら



40～74歳の組合員・被扶養者の皆様へ

マイナポータル上で健康診断結果等を 閲覧できるようになりました

令和3年10月から、マイナポータル上でご自身の特定健診^{※1}や
事業主健診等^{※2}の結果を閲覧することが可能となりました。

※1 保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診

※2 特定健診の検査項目の結果が事業主等から保険者に提供された場合に閲覧可



マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスです。
行政手続きの検索やオンライン申請が
ワンストップでできます。



今後の健診結果等登録スケジュール

毎年、健診受診年度の翌年度11月初旬までに情報登録完了予定

登録対象外
となる場合

・妊産婦等特定健診の除外対象者の場合
・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により移動した者の場合

- ◆マイナポータルにログインしてサービスを利用するには、マイナンバーカードと利用者登録が必要です。
- ◆マイナポータルの詳細・利用者登録等については、上記マイナポータルサイトをご確認ください。

<お問合せ先 健康管理課>

(令和3年11月30日現在)

お
問
合
せ
先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越路	0776-77-3151

組
合
の
状
況

組合員数	10,314 人
(男)	5,280 人
(女)	5,034 人
任意継続組合員数	79 人
被扶養者数	7,543 人
平均標準報酬月額(短期)	349,745 円
(厚年)	343,212 円
(退年)	343,300 円

退職予定のみなさまへ

医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、組合員証を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。

しかし、退職されますと、共済組合の組合員ではなくなりますので、現在使用されています「組合員証」や家族の「組合員被扶養者証」などは、退職日の翌日から使用できなくなります。

つきましては、退職される方は、退職後、遅滞なく「組合員証」などを所属所担当課へ必ず返還していただき、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。

1 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引続き1年以上組合員であった方が、退職後も引続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付（保険給付）を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査（保健事業）、貯金事業（福祉事業）など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

「加入届出」

「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内（退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月19日共済組合必着）に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

「加入期間」

任意継続組合員の資格取得日から**最長2年間**です。
※途中で脱退することもできます。

「掛金」

任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。

短期任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和3年度短期任意継続掛金 最高限度額：31,680円）

介護任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和3年度介護任意継続掛金 最高限度額：6,300円）

※「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額」を比較し、いずれか低い額とします。

注意 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

掛金の納入方法 ①口座振替（一括前納） ②口座振替（毎月） ③納付書（一括前納） ④納付書（毎月）

※口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

2 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。

加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

3 被用者保険制度〈全国健康保険協会（協会けんぽ）等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。

加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

注意 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

4 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

注意 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

〈お問合せ先 健康管理課〉

介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町村の取扱方法によることとなります。

<お問合せ先 健康管理課>

年金制度

退職時に、「退職届書」を所属所担当課へ提出してください。

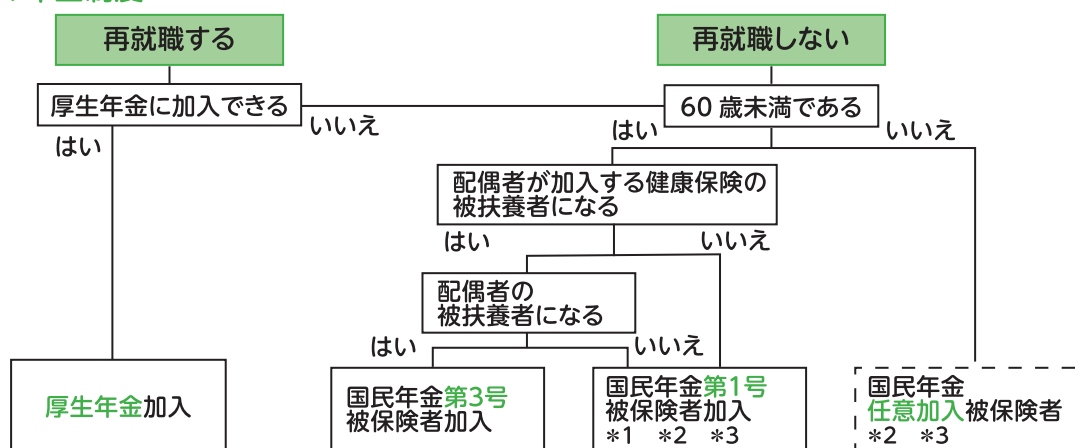
年金受給資格を満たした時点で、新たに老齢厚生年金の請求手続きを行っていただきます。

老齢厚生年金の受給資格

- 65歳以上であること。(特定消防組合員の場合は62歳以上)
- 1年以上の組合員期間※を有すること。
- 組合員期間等が10年以上あること。

※平成27年9月以前の公務員及び公務員期間の名称は「組合員」及び「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降「被保険者」及び「被保険者期間」に変更されました。しかしながら、ここでは便宜上、従前どおり「組合員」及び「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

退職後の年金制度



*1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

*2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

*3 国民年金の保険料は月額16,610円です。(令和3年度)

「退職予定者説明会」の開催について

年金支給開始年齢の引き上げにより、退職から年金支給開始までが長期間となる現状を踏まえ、令和2年度より、年金支給開始年齢に到達される方々を対象に「年金説明会」を開催し、年金制度や請求手続き等についてご説明しておりますが、令和4年度については特別支給の老齢厚生年金が発生する方がいないため、令和3年度の「年金説明会」は開催いたしません。年度末退職者を対象とした「退職予定者説明会」につきましては、嶺北:1月17日(月)・18日(火)、嶺南:1月20日(木)に開催を予定しております。

<お問合せ先 年金課>

福祉事業

保健事業

- 長期勤続者宿泊優待・・・当組合の組合員期間が20年以上で退職された方は、本人+1名様を越路に優待いたします。(一泊2食(無料))

※退職日の翌日に再任用された常時勤務の再任用者(地方公務員法第28条の4第1項適用)の方は、再任用の期間満了等による退職後に優待(一泊2食(無料))いたします。

- 任意継続組合員の方は、一部の事業が引き続きご利用いただけます。(特定健康診査、直営・協定保養所利用助成など)

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して利用できます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金を利用できませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。解約金は4月28日に共済組合登録口座へ送金します。※解約送金日まで登録口座を解約しないでください。

貸付事業

退職後、任意継続組合員になっても貸付事業はご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時償還していただきます。

また、常時勤務の再任用者等として組合員資格が継続する場合であっても、退職手当が支給される場合には、即時償還の対象となります。

償還方法は、原則、退職手当からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。

<お問合せ先 総務企画課>

保険制度

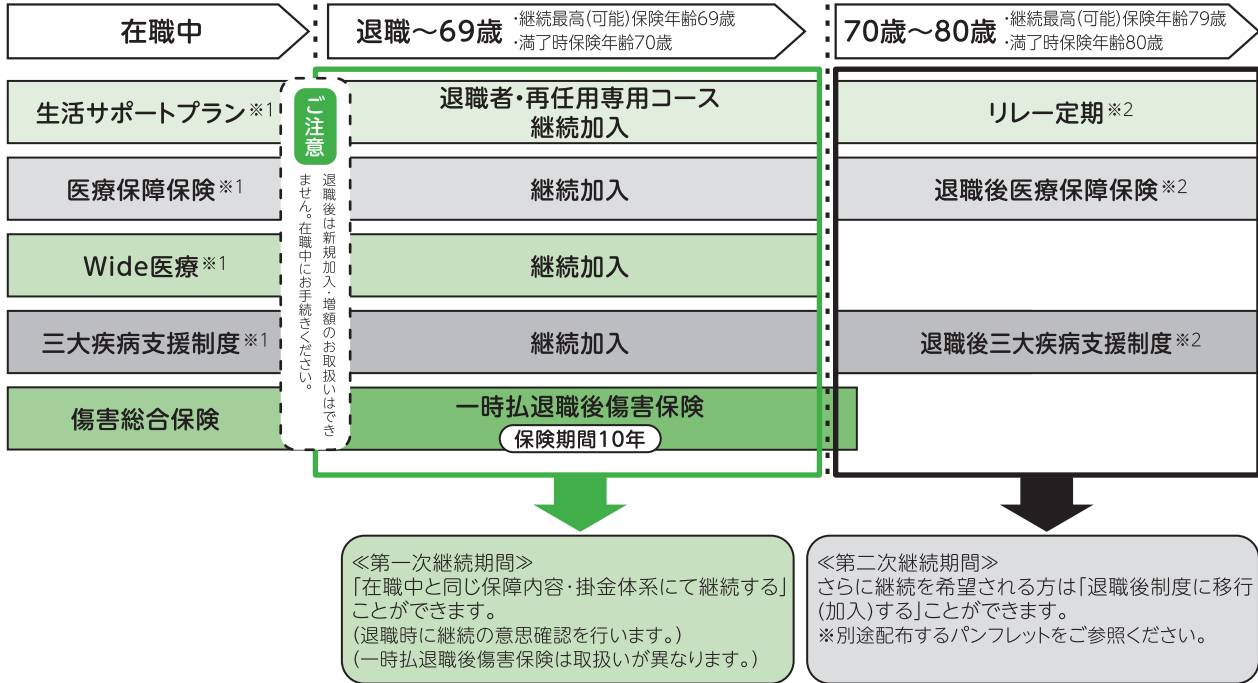
◆生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。

退職後継続・加入のイメージ

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。



【第一次継続期間の特長および注意点】

- ・在職中と同様に1年更新となります。
- ・退職後は指定の口座より月々掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還付いたします。
(生活サポートプラン、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。)(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります。)
- ・退職後および退職時の新規加入、増額のお取扱いはできません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。
(同額継続または減額のみのお取扱いとなります。生活サポートプランについてはX・Zコースのみの取扱いとなります。)
- ・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。
- ※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- ※1 生活サポートプラン、医療保障保険、Wide医療、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※2 リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

◆つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

	コース	一般コース	個年コース
年 金	年金受取の 受給資格	掛金払込完了年齢に達した時、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。
	年金種類	5～15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10～15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースについては年金選択の場合、初年度年金月額が1万円(前厚型は2万円)未満の場合は、年金選択ができません。	10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 個年コースについては次の場合の取扱いに注意願います。 ①支払期間が10年未満の場合、年金の選択不可 ②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合、確定年金の選択不可
	年金支払期日	年金は、毎年2・5・8・11月に3カ月分に相当する額を支払います。	
一時金		年金に代えて一時金を希望の場合、積立金を一括支払いたします。	

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。

MY-A-21-他-007753

<お問合せ先 (有)エル・サポート・福井 電話0776(28)0413>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

当組合が取り扱っている保険につきましては、当組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき運営しています。また、当該保険業務は、有限会社エル・サポート・福井に業務委託を行っています。

当組合は、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、組合員の皆様の個人情報を必要な範囲内で保険会社等※に提供させていただきます。

(※「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社。)

なお、個人情報の提供については、福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づき厳正な取り扱いを行い、提供した個人情報については、情報漏洩や目的外利用の防止を保険会社等に義務付け、厳重な管理・指導を行います。

● 共済組合が第三者提供を行う個人データ

①組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、所属部署、職員番号

②組合員各位の転出・転入情報

③組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 第三者提供の停止

上記目的の達成のため当組合が個人情報を保険会社等に提供することに同意されない場合は、お申し出により第三者提供を停止しますので、当組合へご連絡ください。

なお、この場合は、各種保険のご案内ができなくなりますことをご承知ください。

<お問合せ先 健康管理課>

年金者連盟からのご案内

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和56年12月に発足しました。

年金受給者だけでなく、60歳以上で年金をまだ受け取っていない方(年金受給待機者といいますが。)も加入することができますので是非ともご検討ください。

年金者連盟の事業

1

全国の仲間と連携し、
国への陳情、年金改善
のための運動を展開

2

機関紙「連盟だより」
の配布
連盟の活動報告・年金情報等

3

保健医薬品の
あっせん

4

がん保険・医療保険の
あっせん
団体扱いで85歳まで加入可

5

介護・健康相談サービス
フリーダイヤルによる相談

6

施設等入居優待割引
介護相談・施設入居家賃優待など

7

団体傷害保険
団体疾病保険
団体介護保険
のあっせん
団体割引で保険料30%割安

8

お引越し割引サービス
日本通運

9

慶弔費の支給
米寿祝・弔慰金支給

10

葬儀支援サービス
㈱全国葬儀サービス

11

各支部の事業への参加

☆年金受給待機者の方については、「慶弔費の支給」は対象外となります。

会費について

①年金受給待機者の方は会費の徴収はありません。年金が支給されますと、②の方法で徴収させていただきます。

②年会費は、支給年金額の 1/1000です。(500円未満は500円です。)

毎年、4月の年金支給額より控除させていただきます。(加入初年度は、加入直後の年金から控除させていただきます。)

☆入会はあくまで任意ですので、趣旨にご賛同いただける方は是非ご入会ください。

入会は退職予定者説明会で配布します加入届をご投函ください。

☆ご不明な点は、年金者連盟事務局(0776-50-2577)

もしくは共済組合年金課(0776-52-7303)までお問い合わせください。

令和2年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

令和2年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年11月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

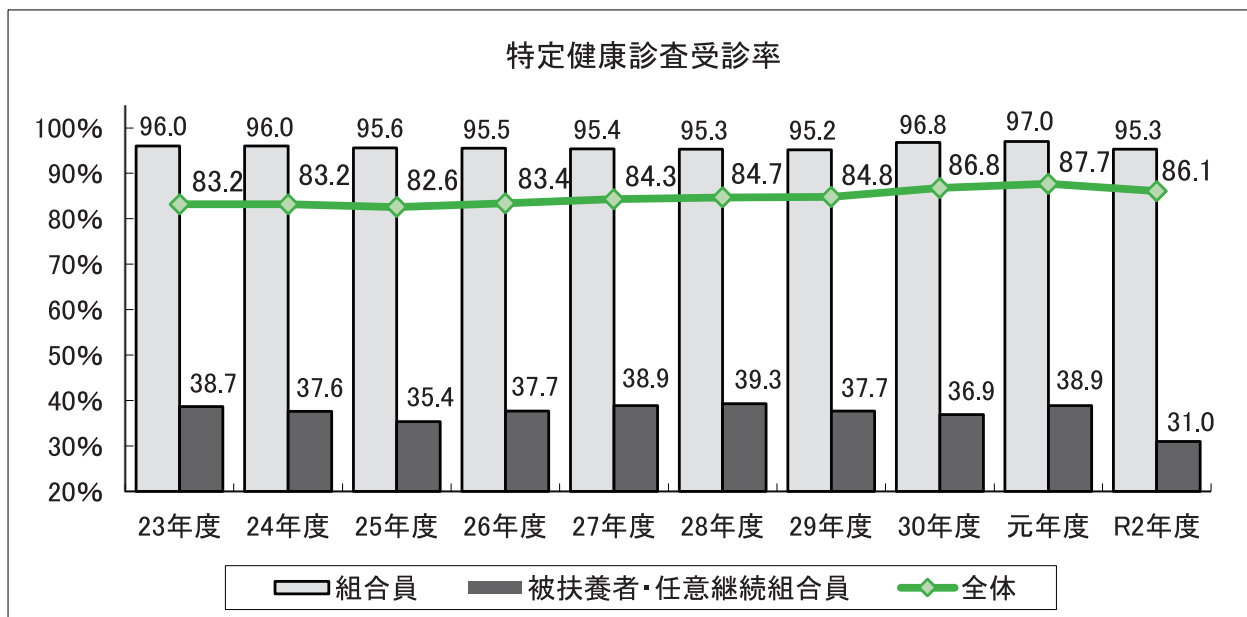


◆ 特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、95.3%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関での受診を促しておりますが、受診率は**30.1%と過去10年間で最も低くなりました。**

全体の受診率は86.1%で、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、**被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが継続した課題**となっています。



◆ 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。高リスクの方を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

特定保健指導の実施は、事業主健診・人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

令和2年度の全体の終了率は**45.5%**で、過去最高を記録しました。皆様が健康に関心を持っていただき、大変うれしく思います。生活習慣病の悪化を防ぎ、将来の医療費の削減・健康寿命延伸を目指しましょう。



業務が忙しく時間が取れないので、特定保健指導は受けたくないです。

こんな考えの方いらっしゃいませんか？ お気持ちはよくわかりますが…

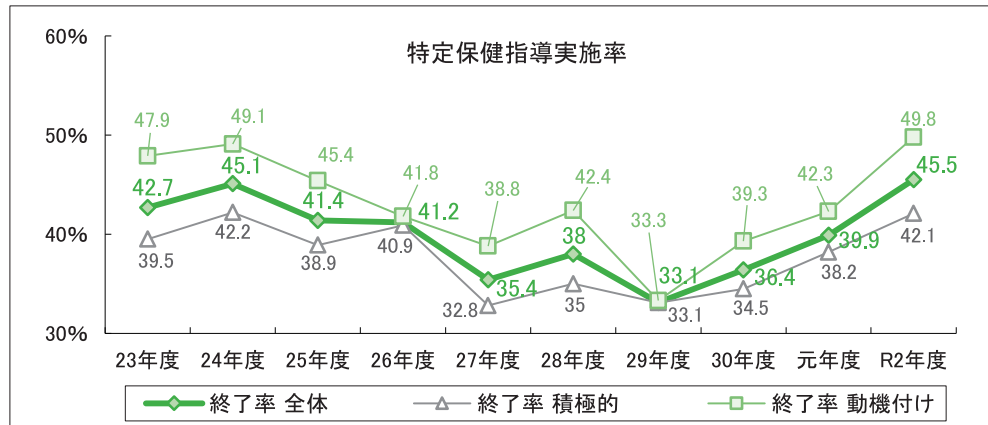
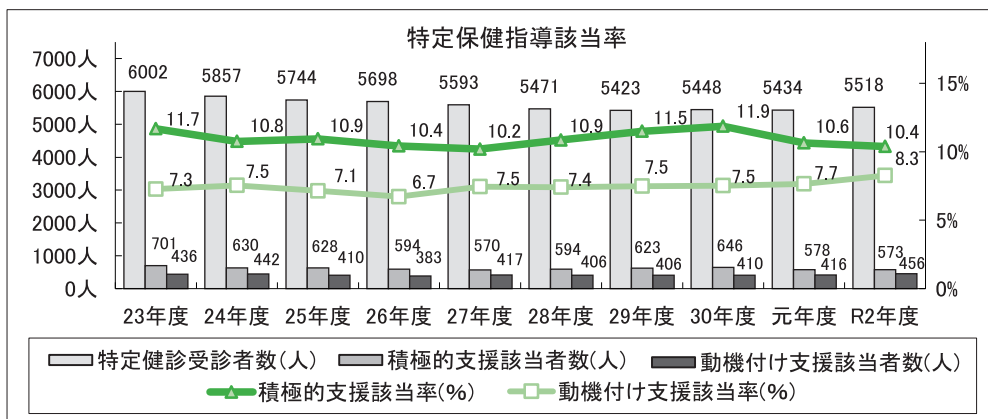


生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、重症化後に後悔することになりかねません。命に関わる病気になる前に、生活習慣の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

また、国が定める特定健診及び指導の実施率の基準を達成できないと、後期高齢者医療制度への支援金の加算(ペナルティ)対象となる場合があります。

そうなれば、毎月みなさまからいただいている保険料(短期掛金)を上げざるを得ない状況となる可能性があります。

<お問合せ先 健康管理課>



健診で精密検査や治療が必要と判断された方へ

健診の結果、精密検査や治療が必要だと判断されたにもかかわらず、病院に行っていない方はいらっしゃいませんか？

病気を早期発見し、すみやかに治療することが**悪化を防ぐチャンス**です！
忙しいからと後回しにせず、必ず受診しましょう。



70歳以上の外来療養に係る 年間の高額療養費の取扱いについて

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日時点(計算期間の末日)の所得区分が「一般所得者等※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であった月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

計算期間の全期間において、組合員及び被扶養者であった方については、請求手続きが不要です。

しかし、計算期間の途中で組合員及び被扶養者の資格取得又は喪失、かつ、自己負担額が上記の年間上限額を超える方については、以下の請求手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

1. 基準日時点で当組合の組合員または被扶養者である場合(計算期間の途中で資格取得)

外来年間合算を当組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ① 高額療養費(外来年間合算)支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書
- ② 他の医療保険者が発行した自己負担額証明書(※)

2. 基準日時点で当組合の組合員または被扶養者でない場合(計算期間の途中で資格喪失)

上記1の①の申請書を共済組合へ提出いただくことで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明」(※)を交付しますので、基準日に加入している医療保険者へ請求手続きを行ってください。

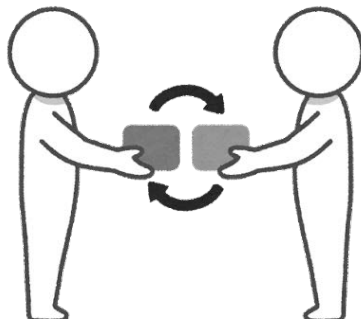
※ 情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携により、自己負担額を他の医療保険者に照会を行うことができる場合、不要となります。

一般所得者等とは…

- ① 標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ② 70歳以上の被扶養者(組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る)

<お問合せ先 健康管理課>

共済組合と所属所との コラボヘルス推進のお知らせ



福井県市町村職員共済組合では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、データヘルス計画を作成し、所属所と共済組合との連携(コラボヘルス)推進を図りながら、組合員等の健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和4年1月から、40歳未満の組合員の健康診査の結果等を情報提供されることに伴い、個人情報保護に関する法律等に則り、改めて所属所と共済組合との間で覚書を締結し、健康診査の結果等を共同利用することで、コラボヘルスをより一層推進し、組合員等の健康の保持増進に向けて、効率的・効果的に保健事業を実施することになりましたのでお知らせいたします。

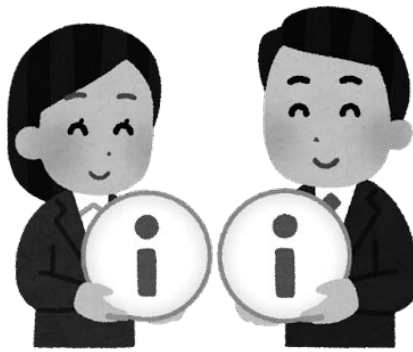
組合員等の健康の保持増進のため、共済組合と所属所が協力して事業を行いますので、個人情報の共同利用についてご理解いただきますようお願いいたします。

利用目的及び事業内容 ◆

組合員等の生活習慣病予防、疾病の早期発見・早期治療等を目的に、次の事業を実施します。

事業名	概要	共同利用する項目
特定健康診査 40歳未満の組合員の所属所が行う法定健康診断	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容 組合員及び被扶養者の特定健康診査受診状況、法定健康診断受診状況
特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員である特定保健指導対象者の特定保健指導レベル及び特定保健指導の実施状況
重症化予防受診勧奨事業	特定健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員の生活習慣病リスク保有状況 組合員の生活習慣病リスクに係る未受診情報
若年層(40歳未満)に向けた生活習慣病予防	健康診査の結果から、若年層(40歳未満)に向けた生活習慣病に関する情報を提供し、予防事業を実施する	組合員の生活習慣病リスク保有状況 組合員の生活習慣病リスクに係る未受診情報
歯科検診の実施と要治療者等に対する受診勧奨	歯周病の発見や歯科口腔衛生の向上を目的とした健康診査及び要治療者等に対する受診勧奨を実施する	組合員である対象者の歯科検診の実施状況 組合員の歯周病等リスク保有状況
後発医薬品利用促進	後発医薬品の利用により医療費の削減が可能なる者に、差額通知を提供する	組合員の服薬に係る差額金額

事業名	概要	共同利用する項目
組合から所属所への情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を所属所別に提供を行う	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容 組合員及び被扶養者の特定健康診査受診状況、法定健康診断受診状況
組合員等の健康意識向上等を目的とした情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を提供する	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容



共同利用の範囲 ◆

- 組合員が所属する所属所
- 福井県市町村職員共済組合

個人データの管理責任者 ◆

- 組合員が所属する所属所 …………… 所属所において定められた個人データ管理責任者
- 福井県市町村職員共済組合 …… 福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第3条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者

その他の留意事項 ◆

- 本事業で共同利用する個人情報には、詳細なレセプト情報(診療報酬明細書:病歴・治療内容等)は含まれません。ただし、生活習慣病の予防対象者の抽出等に必要な内容(生活習慣病関連疾患に関する通院や服薬状況)は含まれます。
- 本事業で共同利用する個人情報は、事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。人事評価等に用いることはなく、上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- **コラボヘルスにおける共済組合と所属所との共同利用について同意されない場合は、所属所又は共済組合に文書によりお申し出ください。**ただし、法令によるもの、当組合が助成する人間ドック受診結果及びその特定保健指導に係る情報については共有を拒否することはできません。(人間ドック利用助成申込書の同意欄に記名いただいているため。)

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。調査結果につきましては、下記のとおりです。

<調査結果>

対象被扶養者数	6,886件
扶養手当支給件数	6,539件
調査件数	317件
取消件数	56件

<主な取消事由>

1. 就職(健康保険加入)	30件
2. 給与収入等の増加	5件
3. 年金収入(決定・改定)の増加	1件
4. 失業保険受給	3件
5. 生計維持者の変更	9件
6. その他	8件

主な取消事由は被扶養者の就職などに伴う遡及取消です。組合員の皆様におかれましては、被扶養者の方の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まりますので、営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。また、認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

確定申告等の関係書類の保管理由について

共済組合では、毎年7～9月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、**所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上での必要経費の捉え方が異なるため**、確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいています。(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含まれます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

なお、退職後引き続き、地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項に該当する常時勤務の再任用者になる場合は、共済組合の資格を有することになりますので、お手持ちの組合員証をそのままご使用ください。

資格喪失後の受診の際には特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、**全額返還していただくこととなりますので**、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

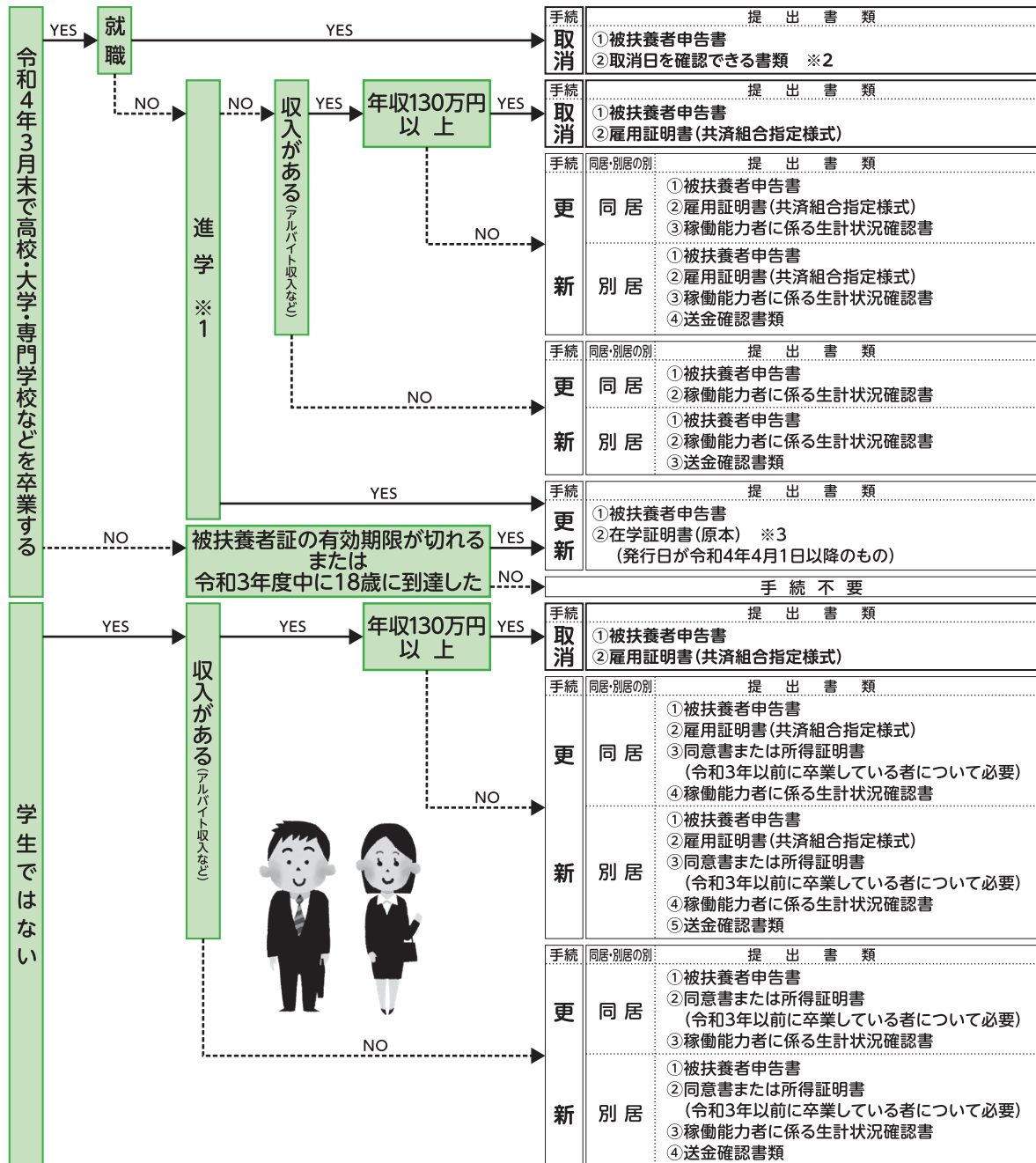
被扶養者認定

就職されたときには取消しの手続きが必要です。

春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。
 「就職される家族」をお持ちの方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。
 また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、令和4年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が付されている方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

被扶養者認定に関するフローチャート



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。
 ※2…「取消日を確認できる書類」とは、就職先で健康保険に加入する場合は新保険証の写又は健康保険への加入が明記されている雇用契約書の写等、雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合は雇用証明書(共済組合指定様式)をいいます。2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり採用通知書の写等での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。
 ※3…2～4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。
 なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞

産科医療補償制度の掛金引き下げに伴い、 「出産費」及び「家族出産費」の額が変更されます

組合員又は被扶養者が産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合、同制度に係る掛金相当分を加算して「出産費」又は「家族出産費」を支給しています。

令和4年1月1日以後の出産から、下表のとおり産科医療補償制度に係る掛金が「1万6千円」から「1万2千円」に引き下げられることに伴い、「出産費」及び「家族出産費」は「40万4千円」から「40万8千円」に変更されます。

【変更前】	出産費等	加算額(掛金相当分)	支給額合計
産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産	404,000円	16,000円	420,000円
産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産	404,000円	0円	404,000円

【変更後】	出産費等	加算額(掛金相当分)	支給額合計
産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産	408,000円	12,000円	420,000円
産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産	408,000円	0円	408,000円

産科医療補償制度とは

制度に加入している分娩機関(分娩を取り扱う病院・診療所・助産所)で在胎週数22週到達日以後に生まれた赤ちゃんが、分娩に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に、保険金の支払いにより赤ちゃんのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

医療費通知書を送付いたします!

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には事務処理の関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、確定申告する際、10月から12月診療分の申告については、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成して対応していただくこととなりますので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

〈お問合せ先 健康管理課〉



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。
今回は、花粉症や感染症対策のための医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法	共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入してFAXまたは郵送でお申込みください。
申込みの際の注意	①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。 ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
代金の支払方法	商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。
申込締切日	令和4年2月24日(木)

スイッチOTC医薬品とは?

これまで処方箋がないと手に入らなかった医療用医薬品から転用され、同一の有効成分を含んだOTC医薬品です。
医療費控除対象商品には★印がついています。
軽い不調や休診時に備えておくと安心です。
バファリンルナ、アレグラFX、サロンシップなど

寒い季節です。
手洗いとマスク着用で、花粉症、感染症の対策をして元気に過ごしてください



スイッチOTC医薬品でセルフメディケーション

★セルフメディケーションとは?

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

★OTC医薬品(Over the Counterの略)とは?

薬局などで医師の処方箋なしで購入できる医薬品のことです。

病院にかかるほどの不調でないときや病院が休診のときなどのセルフケアに役立ちます。

OTC医薬品を購入する際は、「お薬手帳」を薬剤師に見せるなどして、飲み合わせ確認をすると安心です。また、添付説明文書をよく読み、症状が重い場合や長引く場合はかかりつけ医を受診するようにしてください。

「セルフメディケーション税制」

治療目的で購入した「スイッチOTC医薬品」は、医療費控除の対象になります。
ただし、医療費控除の特例のため、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。
健康診断や人間ドックの結果通知、医薬品の領収書等は大切に保管しましょう!!

セルフメディケーション税制の詳細は、厚生労働のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

令和3年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。



差額通知を送付した方のうち、令和2年11月から令和3年6月までに約44%の方がジェネリック医薬品に切替えています。

ジェネリック医薬品に切替えたことで削減された金額(切替効果額)は、8か月間の累計で682,300円となりました。

ジェネリック医薬品の利用で、負担を抑えましょう!

★ 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。

★ 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

★ 医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む中、ジェネリック医薬品を利用することで医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

※ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか?

ひとりで抱え込むと、頑張りすぎている自分のこころと体の状況を客観的に判断することが難しくなります。

不眠、頭痛、腹痛・・・体がサインを出しているかもしれません。

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



詳細は当組合ホームページをご覧ください。 <http://www.fukui-kyosai.jp/>

お気軽にご利用ください

フリーダイヤル

(ハロー みんなの ふくい)

0120-863-291

<お問合せ先 健康管理課>



アイススケート・スキーリフト利用助成

只今、アイススケートとスキーリフトの利用助成を組合員及びそのご家族を対象に実施しています。
冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう!



アイススケート利用助成

ご利用方法	アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき500円が差引かれます。(貸靴料金等は利用者負担です)ただし、ハピリンクは、滑走料に対し1人につき1枚のみの使用になります。	
指定アイススケート場	ニューサンピア敦賀 敦賀市呉羽町1番2号 Tel 0770-24-2111(代)	ハピリンク 福井市中央1丁目 ハピリンク前
助成期間	令和3年10月30日(土)から 令和4年5月2日(月)まで	令和3年12月24日(金)から 令和4年2月6日(日)まで

スキーリフト利用助成

ご利用方法	指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、助成券1枚につき500円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。
助成期間	令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

※リフト券の料金・営業日等は各スキー場にお問い合わせください。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況や積雪の状況により営業されない場合が予想されますので、各スキー場にお問い合わせのうえ、ご利用ください。

指定スキー場	所在地	指定リフト券
九頭竜スキー場 Tel.0779-78-2651	大野市	1日券、午前券、午後券、1回券、11回券
福井和泉スキー場 Tel.0779-78-2711	大野市	1日券、午後券、日帰りパック
スキージャム勝山 Tel.0779-87-6109	勝山市	1日券、午前券、午後券、2日券、1回券、11回券
新保ファミリースキー場 Tel.0778-44-8210	池田町	1日券、午前券、午後券、11回券
国境高原スノーパーク Tel.0740-28-0303	滋賀県 高島市 マキノ町	1日券、午前券、午後券、ムービング、1回券、回数券、キッズチケット、ファミリーリフト券

例年、指定している「六呂師高原スキーパーク」及び「今庄365スキー場」は、今シーズンは運営しないため、指定していません。

<お問合せ先 健康管理課>

ライフプラン基礎づくりセミナーを開催しました

と き | 令和3年 9月 3日

場 所 | 福井県自治会館

講演テーマ	講師	
「心豊かに生活するための生涯家計設計」	専任講師 新海 一郎 氏	明治安田ライフプランセンター
「野菜と生活 食生活改善～良い食習慣を継続するために～」 ベジチェックミニ測定会	管理栄養士 山口 美奈 氏	カゴメ株式会社

先延ばしになりがちな生活設計について知ることや、どれくらいの貯蓄が必要か、生活資金の増やし方、保険の選び方などをわかりやすく講演いただきました。

また、カゴメ(株)の食生活改善の講演には、ライフプランに健康づくり(食生活)の話があるのは意義があり、長い人生、健康でいるために食生活の改善に野菜を摂取することの重要性を知ることができた等のご感想をいただきました。

ライフプラン退職準備セミナーを開催しました

と き | 令和3年10月 5日
令和3年10月 6日

場 所 | 福井県自治会館
パレオ若狭

講演テーマ	講師	
「心豊かに生活するための生活設計」	専任講師 丸 弘之 氏	(財)地域社会ライフプラン協会
「元気で健康な人生を送るためのからだづくり」	教授 平井 一芳 氏	福井県立大学



両講演とも、退職後の生活を考える良いきっかけとなる講演をいただきました。

特に「からだづくり」は危機感をもって、すぐに取り組もうと思ったとの感想をいただきました。



健康管理担当者研修会を開催しました

と き | 令和3年11月 9日

場 所 | 福井県自治会館

講演テーマ	講師	
「うつ」の適切な知識と職場復帰の際の支援方法	講師 河岡 はずみ 氏	(株)インソース

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催しました。「うつ」の適切な知識による正しい理解と職場復帰への支援方法などについて事例をあげながらわかりやすくご講演いただきました。

また、当組合より、「データヘルス計画(中間評価)」について説明させていただきました。

<お問合せ先 健康管理課>

主幹課長会議を開催しました

令和3年10月12日に、共済組合主管課長会議を福井県自治会館で開催しました。

始めに、昨今の共済組合を取り巻く諸問題などを中心に、当組合の事業運営について及び健康スコアリングレポートを用いて組合員の健康状態や生活習慣について情報共有をさせていただきました。

また、(株)インソースの吉川和利氏を講師として招き『「風通しのよい職場づくり」で職場環境を整える』と題して講演していただき、ストレスを貯めこまない職場づくりやメンタル不調を予防するためのコミュニケーションなど風通しのよい職場づくりを学びました。



(株)インソース 吉川和利講師

<お問合せ先 健康管理課>

協定保養所の休館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、改修工事等のため、「休館」いたしますのでお知らせします。

施設名	休業等期間
シーサイドいづたが (静岡県熱海市上多賀)	令和4年1月4日から令和4年2月9日まで
アップルパレス青森 (青森県青森市)	<p>————— 全館休業 —————</p> <p>令和4年1月1日から令和4年2月28日まで</p> <p>————— 宿泊のみ休業 —————</p> <p>令和4年3月1日から令和4年3月31日まで</p>
ひまわり荘 (宮崎県瀬頭)	令和3年9月末まで休館としていましたが、営業再開は未定となりました。

<お問合せ先 健康管理課>



『シーフードマーケットUMIKARA』(高浜町)

高浜町に食事やお買いものを通じて高浜の海を体感できるシーフードマーケットUMIKARAが、オープンしました。施設内には生簀の中から新鮮な魚を選んで購入できるマーケット、若狭の“ええもん”をキーワードにした商品が並ぶセレクトショップ、海鮮丼など海の幸をふんだんに使ったメニューを揃えるうみから食堂があります。2階は屋外テラスとなっており、海や青葉山を眺めることができます。UMIKARAは高浜の海を“ぎゅっ”と詰め込んだ新しい観光スポットです。

入学貸付・修学貸付のご案内

この春、教育費の借入れをお考えの方はぜひご活用ください!



入学貸付は入学が決まり次第、申込みできます

新年度の修学貸付は1月から受付を開始します

入学貸付		修学貸付	
貸付の対象となる学校			
高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校または各種学校			
貸付の対象となる経費			
入学時に必要となる経費(授業料も可)		修学中に必要となる経費(授業料や下宿代など) ただし、入学貸付と同時申込みをした場合は、 <u>重複する費用の貸付はできません。</u>	
貸付の限度額			
給料月額 <small>の6月分</small> (最高200万円) <small>(10万円以上10万円単位)</small>		1月あたり15万円(年間180万円)(1万円単位10万円以上) 1年ごとの申し込みが必要です ・1月～4月に貸付申込みした場合の限度額⇒1年分。 ・年度の途中に貸付申込みした場合の限度額 ⇒申込月の翌月から起算して3月までの残存する月数分。	
申込みと貸付日			
お申込みは、入学金・授業料等の納付期限の1週間前までに共済組合に申込書が到着するように提出してください。 支払い済みの費用については貸付できません。 お申込みに合わせ、納付期限日に間に合うように随時貸付します。			
償還期間			
貸付月の翌月から償還が開始されます。		貸付申込時に「修業年限まで据置」か「据置きしない」のいずれかを選択できます。 ・「修業年限まで据置」⇒修業期間中は利息のみの償還となり、元金の償還は据え置かれ、修業年限が終了した月の翌月から元金も合わせた償還が開始されます。 ・「据置きしない」⇒貸付月の翌月から償還が開始されます。	
貸付利率			
年1.26%(変動性)			
貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する「退職等年金給付に係る基準利率」に応じて定められます。			
必要となる書類等			
<ul style="list-style-type: none"> ●合格通知書の写(支払後に入学許可証の写) ※入学金以外の借入がある場合は入学後に在学証明書 ●入学金等の費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) 		<ul style="list-style-type: none"> ●入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書(入学、進級後に在学証明書) ●授業料等費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) 	
貸付時の審査について			
下記の条件のいずれかに該当するときは、貸付を行うことができません。 ●共済組合の償還月額と他の金融機関等の償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるとき ●期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む)を含む年間の償還額が、年収の30%を超えるとき			

他の市中金融機関が年利約1.5%～3%なので大変ご利用いただきやすい利率です!

🌿 その他、ご不明な点は 共済組合 総務企画課 までお問い合わせください。 🌿

<お問合せ先 総務企画課>

組合員貯金は普通貯金で、年利0.8% (半年複利)

今年も組合員貯金を よろしくお願いいたします



いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます!

組合員貯金は給与・賞与から一定額を天引きして積み立てるので無理なく貯金を続けることができます。また、冬の賞与積立ができなかった人は、「臨時入金」もおすすりめです!

一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか?

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です。



払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日を除きます。

払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに共済組合必着です。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

2月11日(金)、2月23日(水)は祝日のため払戻はありません。

1月から3月までの払戻注意日

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
1月11日(火)	1月 6日(木)
1月12日(水)	1月 7日(金)
2月15日(火)	2月10日(木)
2月25日(金)	2月22日(火)
3月22日(火)	3月17日(木)
3月23日(水)	3月18日(金)

令和4年2月から提出物の締切にご注意ください!

現在、日本郵便の郵便物(手紙・はがき)・ゆうメール等のお届け日数が宛先ごとに段階的に繰り下げられています。

福井県内宛は**令和4年2月中旬**より、**現行+1日程度**の繰り下げが開始されます。

以下の書類を共済組合に郵送する場合、提出期限間際に送付されますと、提出期限に間に合わない可能性があります。余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

なお、所属所共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

	提出書類	共済組合への提出期限
貯金事業	「組合員貯金払戻(解約)請求書」	希望する払戻日の2日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)
貸付事業	「貸付申込書」(普通貸付・住宅貸付)	毎月15日(休日の場合はその翌日)

※詳細は日本郵便ホームページをご確認ください。

<お問合せ先 総務企画課>

謹賀新年

平素は格別のご愛顧を賜り
厚くお礼申し上げます。

本年も倍旧のお引き立てのほど
よろしくお願ひ申し上げます。

福井県市町村職員共済組合保養所 **越路**

支配人 職員一同
令和4年 元旦



大切なご家族や親しい方々とのお集りには
是非越路をご利用ください。

季節のお料理をご用意してお待ちしております。

当館はお客様に安心してご宿泊して頂けるように、
コロナ感染対策に万全を期しております。



【利用期別カレンダー】

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 閑散期
- 通常期
- 繁忙期
- 年末年始
- 休館日

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路